

# 天龍村定住促進事業のあらまし

(2019年4月1日～2022年3月31日)

種類	補助金等の額	補助対象事業の範囲及び補助要件
住宅新築補助金	16歳～40歳 工事費の20%以内 41歳～50歳 工事費の10%以内 51歳～60歳 工事費の5%以内 (限度額200万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ永住の意志がある者 ②申請時の年齢が16歳以上60歳以下の者 ③申請後2年以内に建築の完成を認める者 ④補助金は1戸1件を対象とします。 ⑤申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受け建設する場合は対象となりません。ただし、村長が特別の理由があると認めるときは、この限りではありません。 ⑥工事完成後に補助金を交付します。 ⑦工事完成後、申請者本人、又は同居の親族の名義に登記する必要があります。
住宅増改築補助金	16歳～40歳 工事費の20%以内 41歳～50歳 工事費の10%以内 51歳～60歳 工事費の5%以内 (限度額100万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 ②申請時の年齢が16歳以上60歳以下の者 ③補助金は1戸1件を対象とします。 ④申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受けて施工する場合は対象となりません。 ⑤工事完了後に補助金を交付します。
空き家等取得補助金	16歳～40歳 取得費の20%以内 41歳～50歳 取得費の10%以内 51歳～60歳 取得費の5%以内 (限度額100万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 ②申請時の年齢が16歳以上60歳以下の者 ③申請者本人及び同居者が他の補助金及び補償費を受けて取得する場合は対象となりません。 ④空き屋等取得後に補助金を交付します。 ⑤空き屋等取得後、申請者本人、又は同居の親族の名義に登記する必要があります。
取得住宅用地補助金	取得費の100%以内 (限度額100万円)	①天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 ②申請時の年齢が16歳以上60歳以下の者 ③住宅用地面積100㎡以上取得した者 ④用地取得後に補助金を交付します。
U・Iターン助成金	夫婦 10万円 単身 5万円 2歳以上18歳以下の 子供1人につき2万円  右記⑥に該当する場合は +5万円	①天龍村に16歳以上60歳以下でU・Iターンした者で、居住及び住所を有し、かつ、永住の意志のある者 (夫婦の場合は居住・年齢要件は片方が該当していれば対象となります。) ②村内に居住した日から起算し、2年経過後に支給します。 ③支給は1人につき1回限りとし、支給後の再転入は支給しません。 ④申請者本人及び同居者が他の補助金を受けた場合は支給しません。 ⑤申請時において2歳未満の子供がいる場合は、その子供に対し出産祝金の額を交付します。 ⑥転入時に30歳以下でU・Iターンした者のうち、村役場を除く村内事業所に就職ないし起業、就農し、継続して2年以上勤務した場合は、①～⑤とは別に左記に定める助成金を支給します。
後継者助成金	5万円  右記③に該当する場合は +5万円	①新規学卒後、村内に居住及び住所を有し、かつ、本人及び父母等に永住の意志がある者 ②卒業した日から起算し、12か月経過後に支給します。ただし、申請時に12か月以上の居住及び住所要件を満たしている必要があります。 ③新規学卒した年に、村役場を除く村内事業所に就職ないし起業、就農し、継続して2年以上勤務した場合は、①②とは別に左記に定める助成金を支給します。
通勤助成事業	1kmあたり10円 (支給限度:一月あたり10,000円 但し、支給総額の1/3の額は 村内SS利用クーポン券にて助成) 年間支給券算出式 「10円×最短通勤往復距離 ×1か月の通勤日数(22日 を上限とする)×通勤月数」	①1月1日の申請基準日において天龍村に居住及び住所を有し、かつ、永住の意志がある者 ②16歳以上で村外の就業地に勤務している者、及び村長が特別に認めた者に支給します。 ③毎年1月から12月までの間の利用実績に応じ、支給総額を決定します。 ただし、当該月の勤務日数が15日を欠くときは当該月分については支給の対象となりません。 ④支給総額のうち2/3は現金で支給し、1/3は村内SSで翌年度利用できるクーポン券(千円券)を発行します。 【クーポン券相当額計算式】支給総額×1/3(但し百円単位は切り捨て、現金で支給) ⑤村内SS利用クーポン券は村内のガソリンスタンドに限り使用できるものとし、当該スタンド取扱商品、サービスに対し使用できます。(利用可能な例:給油、灯油配達、タイヤ・オイル交換、洗車等/利用不可能:専用カードへの入金) ⑥消防団員にあっては、年間支給額に10%の額を加算し支給します。
結婚祝金	国内、外国人との結婚を問わず 1組 5万円	①天龍村に2年以上居住及び住所を有する者で、かつ、永住の意志のある夫婦(居住・年齢要件は片方が該当していれば対象となります。) ②結婚祝金は重複して支給しません。
出産祝金	第1子・第2子 20万円 第3子 50万円 第4子以降は第3子と同額	父母のいずれかが天龍村に2年以上居住及び住所を有する者で、かつ、永住の意志のある父母。

※詳細は地域振興課 移住定住推進係までお問い合わせください。(TEL 32-1023)